

## みずほヘルパーステーション 運 営 規 程「第 1 号訪問事業」

### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人みずほ会が開設するみずほヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う第 1 号訪問事業（以下「事業」という。）は要支援者または事業対象者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、事業を提供することを目的とします。

### （運営の方針）

第2条 事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

### （事業所の名称および所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 みずほヘルパーステーション
- (2) 所在地 東広島市志和町志和東 810 番地 1

### （従業者の職種、員数および職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名(常勤・兼務 1名)  
管理者は、事業所の業務および従業者等の統括管理を行う
- (3) サービス提供責任者 1名(常勤・兼務 1名)  
サービス提供責任者は、事業の利用申込みにかかる調整、訪問介護員技術指導等およびサービス内容の管理を行う。
- (4) 訪問介護員 7 名(常勤・兼務 2名、非常勤 5名)  
訪問介護員は、事業の提供および必要な業務を行う。
- (5) 事務員 1 名(常勤)

（営業日、営業時間およびサービス提供時間）

第5条 事業所の営業時間およびサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。  
ただし、年末年始(12月31日から1月3日)及びお盆(8月13日から8月15日)につきましては、応相談とさせていただきます。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前8時から午後6時まで。ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

（事業の内容）

第6条 事業の内容は次の通りとする。

- (1) 身体介護に関すること。
- (2) 生活援助に関すること。
  - ・週1回程度の訪問型サービスⅠ
  - ・週2回程度の訪問型サービスⅡ
  - ・週2回を超える訪問型サービスⅢ

（利用料およびその他の費用の額）

第7条 事業（訪問介護）を提供した場合の利用料の額は、東広島市が定める基準による。

- 2 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。
- 3 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う訪問型サービスに要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点からその実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業実施地域を越えた地点から路程1kmあたり50円を徴収する。

（事業の実施地域）

第8条 事業の実施地域は東広島市（黒瀬町、河内町、安芸津町を除く）とする。

（緊急時の対応）

第9条 事業所の従業者は、事業を実施中に利用者の病状等の急変およびその他の緊急事態が発生した場合、速やかに家族および主治医等に連絡する措置を講じるとともに主任および管理者に報告しなければならない。

（虐待防止に関する事項）

第10条 事業所は、虐待の発生又はその発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

（その他重要な事項）

第11条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持および健康状態について必要な管理を行う。

- 2 管理者は、訪問介護員の資質向上のため、研修の機会を確保する。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を他に漏洩してはならない。また管理者は漏洩防止のために必要な措置を講じる。
- 4 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の帰すべき事由により利用者の生命および身体ならびに財産に損害を及ぼした場合は、利用者およびその家族に対してその損害を賠償する。
- 5 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項については社会福祉法人みずほ会の理事長と事業所の管理者との協議にもとづき、これを定める。

付 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から、これを施行する。（新設）

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から、これを施行する。（変更）

この規程は、平成 30 年 7 月 2 日から、これを施行する。（変更）

この規程は、平成 31 年 2 月 1 日から、これを施行する。（変更）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から、これを施行する。（変更）

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から、これを施行する。（人員の変更）

この規定は、令和 6年 3月 18日から、これを施行する。  
(虐待防止に関する事項)